

就業不能

健康上の理由で、長期にわたり仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができないときは、場合によって、就業不能保険[IV] (IV) から経済援助を受けることが可能です[IV]。IVは金銭だけではなく、受給者の再雇用や社会復帰のための支援もおこなっています。

就業不能保険

就業不能保険[IV] (IV) は国が管轄しています。成人は、ほとんどの場合、就業不能保険料を支払わなければなりません。会社に雇用されている場合は、毎月、賃金から保険料が差し引かれ、会社がその半額を負担しなければなりません。個人事業主、非就労者の支払い方法、金額などについてはお住まいの地域の社会保険局[Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA] (Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA) までお問い合わせください。

就業不能保険の適用

健康上(身体的および精神的)の理由で一年以上仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができない場合は、IVを受け取ることができます[IV]。IVは年金のかたちで毎月支払われます。これは、被保険者の就業が、怪我や病気が原因で難しいと判断された場合のみに限ります。またIVでは、受給者が再雇用につくための支援もしています[IV]。IVの受給申請は居住地の社会保険局で行います。

補足給付

IVの援助を受けてもまだ生活が困難な場合は、補足給付[Ergänzungsleistungen] (Ergänzungsleistungen) の制度があります。申請は居住地の社会保険局で行います。給付金の受給資格には明確な基準があります。補足給付の財源は国民の税金です。

詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

www.merhaba-aargau.ch/ja/social-security/invalidity